



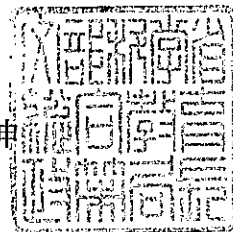
2 受文科教第 4 6 4 号

令和 2 年 8 月 2 4 日

全国専修学校各種学校総連合会会長 殿

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸



令和 2 年国勢調査への協力について（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり総務大臣より依頼がありましたので、調査の周知への協力について、御配慮いただきますようお願いいたします。

担当 文部科学省総合教育政策局

調査企画課調査調整係

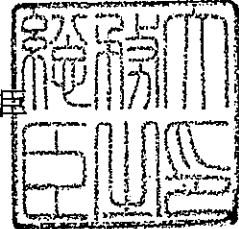
電話 03-5253-4111（内線 2961, 2261）



総統勢第 221 号
令和 2 年 8 月 5 日

文部科学大臣 殿

総務大臣



令和 2 年国勢調査への協力について（依頼）

本年は、5 年に 1 度の国勢調査の実施年であり、総務省では、同調査を 9 月から 10 月までの期間で実施します。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在、日本に常住する全ての人及び世帯を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、国勢調査の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、下記の内容について、管下関係機関、独立行政法人等、所管業務に係る関係団体、各学校等へ周知していただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、国勢調査は、地方公共団体を通じて行いますので、都道府県及び市町村から各学校への協力依頼等があった場合は特段の御配慮を賜りますよう、併せてお願いします。

記

- 1 学校に在学する学生については、関係団体及び各学校の協力を得て国勢調査の実施の周知を図ることとしておりますので、調査の周知に係る協力について、関係団体及び各学校への要請をお願いします。

特に、近年急速に増加している外国人の調査が円滑に実施されるよう、外国人留学生にも周知願います。

- 2 学校の学生寮・寄宿舎から通学している学生・生徒は、その学生寮・寄宿舎で調査することとしていますので、当該学生寮・寄宿舎における調査の円滑な実施について、各学校の関係職員の協力が得られるよう配慮願います。

以上